



# 永井通信

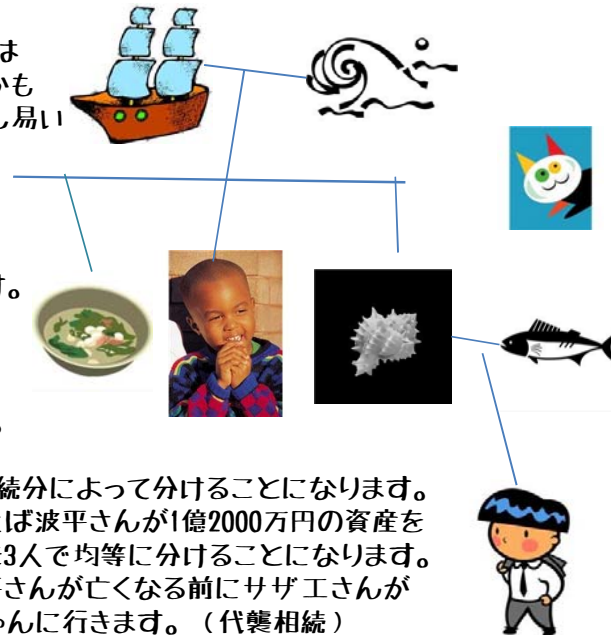
☆第7号☆

株式会社東海保険 TEL 0564-27-2533 携帯 080-6903-3880

こんにちは。お世話になっております。東海保険の永井です。今回は『法定相続人』をテーマにしました。相続は資産家だけではなく、すべての人に関係する話なので基本は押さえておくといいかもしれません。「サザエさん一家」を例にすると具体的にイメージし易いのでよく使われています。

## 法定相続人って誰になるの？

波平さんが亡くなり相続が開始します。そうすると配偶者であるフネさんはもちろん相続人となります。そして波平さんの子である、サザエさん、カツオくん、ワカメちゃんも相続人になります。ちなみに娘婿であるマスオさんは養子縁組していないと法定相続人にはなりませんので計4人ということになります。もしマスオさんが養子縁組していれば法定相続人は5人となります（婿だけでなく嫁も養子縁組すれば法定相続人になります）。



## 法定相続分はどれくらいなの？

遺言などによる相続分の指定がない場合、民法で定める法定相続分によって分けることになります。分割協議をしてお互いが納得すれば変えることもできます。たとえば波平さんが1億2000万円の資産を持っていたとします。まずフネさんが半分の6000万円。後の残りを3人で均等に分けることになります。そうするとそれぞれ2000万円ずつの分割になります。もし仮に波平さんが亡くなる前にサザエさんが亡くなっていた場合はマスオさんには財産は行きませんがタラちゃんに行きます。（代襲相続）しかし、資産には現金ばかり持っているようなケースはまずなく土地や自宅など均等に分けられないものが多くあるので、相続分割には分けやすい現金をある程度用意しておく事がスムーズに運ぶカギとなる様です。

相続が争族の引き金にならないようにしっかりと準備しておきたいものです。

- ※一般的な項目をお伝えしています。個別具体的な件に関しましてはお問い合わせください。
  - ※本通信を今後要らない方は、お手数ですが私までお申し付けください。よろしくお願いします。
- ホームページをリニューアルしました。バックナンバーも公開中！ ⇒ 『東海保険』で検索

## 発行者プロフィール

名前 : 永井 教盟 (ながい のりちか)  
 誕生日 : 昭和54年12月23日 出身地 : 幡豆  
 趣味 : 読書 (最近メンタリストDaiGoが面白い！)  
 経歴 : 2008年12月、保険業界へ転職  
 資格 : 生保協会認定FP LCQS協会認定証券診断士  
 : 相続診断士 住宅ローンアドバイザー

## 生命保険かけこみ相談室(080-6903-3880)

○医療保険60日型では足りない病気。  
 ○一日30000円超もある？超高額な部屋の設備とは(入院時)  
 ○若い女性にも多い！子宮筋腫など女性特有の病気とは。  
 ○2人に1人はがんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代へ。  
 ○抗がん剤にかかる費用はどのくらい？  
 そのお悩み解決できます！ p(^ ^)q

## ◆相続の基本◆



(用語)

- 被相続人・・・死亡した人
- 相続人・・・財産を承継する人
- 直系卑属・・・子、孫などの代襲相続人
- 直系尊属・・・父母・祖父母など

## 法定相続人

法定相続人には配偶者相続人と血族相続人がいます。配偶者は常に相続人になります。血族相続人には順位が決まっており、上の順位の者が相続する場合、下の順位の者には降りてきません。第一順位は直系卑属になります。それがない場合、直系尊属に行きます。それもない場合には兄弟姉妹に行きます。イメージでは「下・上・横」に進むといわれています。左でマスオさんの例として出てきますが養子と実子では順位の区別、相続分の差はありません。

## 遺留分

遺言などによる相続分が指定されている場合でも配偶者、子、直系尊属には最低限の相続分を保障する遺留分の規定があります。被相続人が第三者に資産を全額渡す遺言を残していたとしても、遺留分が侵されていると請求することで取り戻すことができます。(遺言は無効にはなりません。)